

宮城県警察本部訓令第8号

宮城県公安委員会等における個人情報等の管理に関する訓令を次のように定める。
令和5年3月24日

宮城県警察本部長 原 幸太郎

宮城県公安委員会等における個人情報等の管理に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 保有個人情報等の管理体制（第3条―第7条）
- 第3章 保有個人情報の取扱い（第8条―第12条）
- 第4章 雑則（第13条・第14条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、宮城県公安委員会及び宮城県警察本部長が保有する個人情報等の管理について、必要な事項を定めることにより、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第1項に規定する個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (2) 保有個人情報 法第60条第1項に規定する保有個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (3) 本人 法第2条第4項に規定する本人をいう。
- (4) 個人関連情報 法第2条第7項に規定する個人関連情報をいう。
- (5) 個人情報等 個人情報、仮名加工情報（法第73条第1項に規定する仮名加工情報をいう。次号において同じ。）、行政機関等匿名加工情報等（法第121条第2項に規定する行政機関等匿名加工情報等をいう。次号において同じ。）、匿名加工情報（法第123条第1項に規定する匿名加工情報をいう。次号において同じ。）及び個人関連情報をいう。
- (6) 保有個人情報等 保有個人情報、仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報等、匿名加工情報及び個人関連情報をいう。
- (7) 行政文書 職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真及びスライドフィルム（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、職員が組織的に用いるものとして保有しているものをいう。

- (8) 個人番号 番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (9) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (10) 個人番号利用事務 番号法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。
- (11) 個人番号関係事務 番号法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。
- (12) 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (13) 個人番号関係事務実施者 番号法第2条第13項に規定する個人番号関係事務実施者をいう。
- (14) 課等 宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）第2条第5号に規定する課等、同条第6号に規定する学校及び同規則第15条の2第1項に規定する庶務課をいう。
- (15) 所属 課等及び警察署をいう。

第2章 保有個人情報等の管理体制

（総括個人情報等管理者）

第3条 警察本部に総括個人情報等管理者を置き、総務部長をもって充てる。

2 総括個人情報等管理者は、保有個人情報等の管理に関する事務の指導監督及び総括を行う。

3 総括個人情報等管理者は、この訓令による保有個人情報等の管理の状況について監査し、及び個人情報等管理者から報告を求めることができる。

（副総括個人情報等管理者）

第4条 警察本部に副総括個人情報等管理者を置き、総務部総務課長をもって充てる。

2 副総括個人情報等管理者は、総括個人情報等管理者を補佐する。

（個人情報等管理者）

第5条 各所属に個人情報等管理者を置き、所属の長をもって充てる。

2 個人情報等管理者は、当該所属における保有個人情報等の管理に関する事務の指導監督及び総括を行う。

（副個人情報等管理者）

第6条 各所属に副個人情報等管理者を置き、課等にあつては管理官、次長、副隊長、副所長又は副校長を、警察署にあつては副署長又は次長をもって充てる。

2 副個人情報等管理者は、個人情報等管理者の命を受け、この訓令による当該所属の保有する保有個人情報等の適切な管理に必要な事務を行う。

（重要事項の審議）

第7条 総括個人情報等管理者は、保有個人情報等の管理に関する重要事項を審議する必要があるときは、宮城県警察の会議に関する訓令（平成28年宮城県警察本部訓令第10号）第3条に規定する部長会議に諮るものとする。

第3章 保有個人情報等の取扱い

（責務）

第8条 職員は、法及び番号法の趣旨にのっとり、この訓令並びに総括個人情報等管理者及び個人情報等管理者の指示に従い、保有個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

(正確性の確保)

第9条 職員は、保有個人情報の内容が事実でない認められたときは、その利用目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう、当該保有個人情報の訂正、追加又は削除をするものとする。

(取扱いの制限)

第10条 個人情報等管理者は、職員がその業務の目的以外の目的で保有個人情報等を取り扱うことのないよう、教育の実施その他必要な措置を講じるものとする。

2 保有個人情報等を取り扱う権限を有しない職員は、当該保有個人情報等を取り扱ってはならない。

3 職員は、保有個人情報が電磁的記録であるときは、宮城県警察情報セキュリティに関する訓令（平成16年宮城県警察本部訓令第16号）に基づき、適正な管理を講じるものとする。

4 個人情報等管理者は、当該所属の職員が保有個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な制限を課すものとする。

(廃棄及び削除)

第11条 個人情報等管理者は、保有個人情報等が記録されている行政文書を廃棄するときは、裁断その他漏えい防止のための措置を講じるものとする。

2 個人情報等管理者は、保有個人情報等が不要となったときは、遅滞なく、当該保有個人情報等を削除するものとする。

(提供の際の措置)

第12条 個人情報等管理者は、法第69条第2項第3号又は第4号の規定に基づき保有個人情報を提供するに当たっては、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲並びに記録項目及び利用形態等を確認するものとする。

2 個人情報等管理者は、法第69条第2項第3号又は第4号の規定に基づき保有個人情報を提供する場合には、法第70条の規定に基づき、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において準用する。

第4章 雑則

(漏えい等発生時の措置)

第13条 職員は、保有個人情報等の漏えいその他の保有個人情報等の安全の確保に係る事態（次項から第6項までにおいて「漏えい等」という。）が生じたときは、直ちに、その旨を個人情報等管理者に報告するものとする。

2 個人情報等管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、漏えい

等が生じた旨を副総括個人情報等管理者を経由して総括個人情報等管理者に報告するとともに、その原因を調査するものとする。

- 3 個人情報等管理者は、漏えい等が次の事態のいずれかに該当すると判明したときは、直ちにその旨を副総括個人情報等管理者を経由して総括個人情報等管理者に報告するとともに、法第68条第2項の規定による本人への通知その他の必要な措置を講じるものとする。

(1) 法第2条第3項に規定する要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この項において同じ。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

- 4 個人情報等管理者は、漏えい等が次の事態のいずれかに該当すると判明したときは、直ちにその旨を副総括個人情報等管理者を経由して総括個人情報等管理者に報告するとともに、番号法第29条の4第2項の規定による本人への通知その他の必要な措置を講じるものとする。

(1) 次に掲げる特定個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下同じ。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

ア 番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステム及びこれに接続された電子計算機に記録された特定個人情報

イ 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報

ウ 個人番号関係事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報

(2) 次に掲げる事態

ア 不正の目的をもって行われたおそれがある特定個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

イ 不正の目的をもって、特定個人情報が利用され、又は利用されたおそれがある事態

ウ 不正の目的をもって、特定個人情報が提供され、又は提供されたおそれがある事態

(3) 個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録された特定個人情報が電磁的方法により不特定多数の者に閲覧され、又は閲覧

されるおそれがある事態

(4) 次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が100人を超える事態

ア 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある特定個人情報

イ 番号法第9条の規定に反して利用され、又は利用されたおそれがある個人番号を含む特定個人情報

ウ 番号法第19条の規定に反して提供され、又は提供されたおそれがある特定個人情報

5 総括個人情報等管理者は、前二項に規定する事態が発生した場合は、宮城県公安委員会が保有する個人情報等に係る漏えい等にあつては宮城県公安委員会に、宮城県警察本部長が保有する個人情報等に係る漏えい等にあつては警察本部長に報告するとともに、個人情報保護委員会に報告するものとする。

6 個人情報等管理者は、漏えい等の発生又は再発の防止に資するため、第2項の規定による調査の結果に基づき、保有個人情報等の管理の方法の改善に必要な措置を講じるとともに、当該調査の結果及び講じた措置の内容を副総括個人情報等管理者を経由して総括個人情報等管理者に報告するものとする。

7 前各項に定めるもののほか、個人情報等管理者は、法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者（以下この項において「契約締結者」という。）から、当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理に支障が生じるおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちにその旨を副総括個人情報等管理者を経由して総括個人情報等管理者に報告するとともに、当該契約締結者が当該行政機関等匿名加工情報の管理の方法の改善のために講じた措置を確認し、副総括個人情報等管理者を経由して総括個人情報等管理者に報告するものとする。

（補則）

第14条 この訓令に定めるもののほか、保有個人情報等の管理に関し必要な事項は、総括個人情報等管理者が定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和5年11月1日から施行する。